
令和2年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和2年9月18日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和2年9月18日 午後1時32分開議

- 日程第1 議案第47号 令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第49号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第50号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第55号 令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第56号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第9 議案第48号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第51号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第52号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第53号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第54号 令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第59号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第60号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 高千穂町総合公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第66号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第67号 高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第68号 高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第69号 高千穂町折原グラウンド条例の一部改正について
- 日程第23 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第24 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号 令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第49号 令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第50号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第55号 令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第5 議案第56号 高千穂町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 高千穂町印鑑条例の一部改正について
- 日程第9 議案第48号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第51号 令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第52号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第53号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第54号 令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第59号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第15 議案第60号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第61号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 高千穂町総合公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第66号 高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第67号 高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第68号 高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第69号 高千穂町折原グラウンド条例の一部改正について
- 日程第23 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第24 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 議員派遣について

出席議員（13名）

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉 哲男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	9番 佐藤 久生議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 佐藤健次郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	濱田 琢一	総務課長	……………	石渕 敦司
財政課長	……………	佐藤 英次	税務課長	……………	須藤 浩文
町民生活課長	……………	興梠 晶彦	企画観光課長	……………	山下 正弘
福祉保険課長	……………	有藤 寿満			
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				甲斐 徹
農地整備課長	……………	佐藤 峰史	建設課長	……………	佐藤 雄二
会計管理者	……………	興梠 貴俊	病院事務次長	……………	綾 浩樹
保健福祉総合センター事務長	……………				林 謙一
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

午後 1 時32分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

附帯意見書の書類につきましては、執行部のほうにつきましては、後ほどお配りいたしますので、御了承願います。

○議長（工藤 博志議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 4 7 号

○議長（工藤 博志議員） 日程第 1、議案第 4 7 号令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、坂本弘明議員、登壇願います。

○決算審査特別委員長（坂本 弘明議員） 高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

令和 2 年第 3 回高千穂町議会定例会、9 月 8 日の本会議において、本特別委員会に付託されました議案第 4 7 号令和元年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についての審査が終了しました

ので、その経過と結果を報告いたします。

令和元年度高千穂町一般会計の収支決算は、歳入総額88億2,856万8,922円ですが、そのうち、年度当初、財政調整基金より、2億5,443万6,000円、補正1号から補正4号までに合計3億6,589万3,000円が繰り入れられました。本年6月議会では、不用額決定により2億691万4,000円が戻入され、最終的な財政調整基金繰入額は1億5,897万9,000円です。実質単年度収支を見ると8,425万1,016円の赤字です。

本特別委員会の審査日程は、9月9日から11日の3日間で、13の関係各課の審査を行いました。

本議案を審査するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるように予算執行されたか、住民本位で、しかも適期の予算執行であったか、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされたかなどを真剣にかつ慎重に審査を行いました。

11日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し、各分科会において、さらに詳細な審査を実施し、15日までに各分科会の意見を集約しておくよう申し合わせました。

15日の一般質問終了後に委員会を開催し、初めに各分科会主査から分科会主査報告を受けた後、付帯意見の集約を行い、討論、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

なお、次のとおり付帯意見をつけることといたしましたので、内容を申し上げます。

総務産業分科会主査報告。

建設課所管に関して。

- 1、岩戸交流センターの維持管理費については十分検討すること。
- 2、町民の要望に迅速に対応できるよう十分な予算の確保に努めること。

農林振興課所管に関して。

- 1、有害鳥獣被害防止事業については、引き続き支援対策と効果検証に努めること。
- 2、補助事業が多岐にわたるため、町民への情報周知を確実に行うこと。

企画観光課所管に関して。

- 1、移住定住については空き家対策などを含め、居住者数を伸ばすための取組に努力すること。
- 2、浴場施設については、一定の方向性が示された。これからの運営に当たっても町民の意見に耳を傾け、よりよい施設の運営に努力すること。

- 3、ふれあいバスについては、さらに効率のよい運行方法を精査し、利用者増に努めること。

税務課に関して。

- 1、固定資産税の滞納については、徴収率アップに努めること。
- 2、税徴収率アップに努力されていることは評価できる。今後とも生活実態調査等を行うなど、さらなる収納努力に取り組むこと。

財政課所管に関して。

1、ふるさと納税については、新しい様式に対応した返礼品等の発掘に努力し、寄附額増に努めること。

2、総合戦略策定については、町民の声を反映させ、より効果的な計画策定をすること。

農地整備課に関して。

1、世界農業遺産関連の事業を取り入れ、さらなる農地保全に努めること。

2、今後も、国、県の有利な事業を確保し、集落の活性化につながる事業を積極的に推進していくこと。

総務課所管に関して。

1、業務委託の見積もり入札は、慎重に業者を選定し、入札契約を行うこと。

2、コロナ禍に伴い、防災、減災の取組や見直しを実施し、町民の生命、財産を守るための事業にしっかり取り組むこと。

3、継続して行政サービス向上につながる研修を計画実施すること。

会計課に関して。

1、町税収納については口座振替を推進すること。

2、コンビニ収納実施に当たっては、町民に周知徹底し、スムーズにできるように努めること。

文教厚生分科会主査報告。

町民生活課所管に関して。

1、合併浄化槽維持管理費は、非課税世帯や独居高齢者には負担となる事例がある。引き続き県や国へ、制度改正も含めて要望すること。

2、マスク着用での窓口業務は、お互いに表情が読みにくいいため、より一層親切丁寧な対応に心がけること。

保健センター所管に関して。

1、コロナ禍では、各種健診の時期や対応について苦慮することが予想されるが、健診の重要性を引き続き町民に周知し、重症化予防、医療費抑制に取り組むこと。

2、自殺対策については、関係機関及びゲートキーパーと連携し、中高生のころから防止に向けた支援と学習活動を実施すること。

教育委員会所管に関して。

1、要保護・準要保護認定については、引き続き民生委員と連携し、慎重に対象を見極め、保護者の負担軽減、児童、生徒の修学支援へつなげること。

2、育英資金滞納については、様々な対策や対応を実施しており、一定の評価はできる。今後も継続して滞納者への対応を行い、滞納ゼロを目指すこと。

福祉保険課所管に関して。

1、子育て支援センターを初めとする、所管施設の樹木剪定、除草作業委託及び委託先については、十分精査するとともに、委託料の抑制策を検討すること。

2、高千穂産婦人科診療所については、町民及び郡民に継続して診療内容等のPRを行い、利用者増につなげること。

以上、26件を附帯意見といたします。

前回の附帯意見に対する対応については、それぞれ各課において、努力されていることがうかがわれます。

特に、徴収方法の改革により、税の未納や料金の未払い等の徴収率がアップしており、これにより、職員の意識、所管課の士気の高まりも感じました。

また、建設課所管の住宅リフォーム事業について、事業8年間で補助総額7,955万1,000円、対象となる事業総額6億7,334万8,000円と、本町の経済に強い刺激を与え、商品券事業と合わせて大きな経済波及効果を生み出しており、さらなる事業内容の充実を求めます。

一方、各種団体に対する補助金については、補助金なのか支援金なのか、団体会員数や事業実績等を踏まえ、十分に精査する必要があります。

多数意見として、業務委託の内容や委託先については、十分、研究、検討し、特定の業者にこだわらず、幅広く柔軟に選定することを強く要望します。

審査時間については、事業量の多い所管課の中で、特に財政課においては、総合政策室もあり、事業が多岐にわたっているため、委員から審査時間が足りないとの意見がありました。

総括として、本町独自のインフラ整備も区切りの節目を迎えようとしています。西臼杵郡の中核都市として、全国有数の観光地としての整備も、まだまだ必要であり、特に、道路の保全、改良整備は、生活と直結するものであり、重要課題と言えます。

厳しい財政状況により、全ての町民の声を聞き入れることが難しい中、今回「高千穂の湯」閉館の英断は、苦渋の思いであったと思います。

政治家に必要なものとは、クールな頭と温かい心と言われます。

スピード感とアフターフォローを常に心がけながら、最小の経費で最大の効果を上げ、100点に近い高千穂のかじ取りをお願いいたします。

以上、令和元年度一般会計決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、一般会計決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここで、お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第47号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第47号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

ここでお諮りします。ただいまの認定をもって、令和元年度一般会計決算審査特別委員会は設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、特別委員会は、本日をもって終了することに決定しました。

日程第2. 議案第49号

日程第3. 議案第50号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第62号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、議案第49号から日程第8、議案第62号までの7件を一括議題とします。

初めに、この議案7件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、中島早苗議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（中島 早苗議員） 委員長報告書、令和2年第3回高千穂町議会定例会において、9月8日に総務産業常任委員会に付託されました条例制定議案1件、条例改正議案3件、決算議案3件、計7件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定

により、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月8日、11日の2日間で主管課長及び担当職員に説明、資料の提供を求め審査を行いました。

2日目11日の議案第49号、50号、55号、条例議案第57号、58号についての審査は、工藤博志議長届出欠席のため6名で行いました。

議案第49号令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度、簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算額8,359万9,000円に対し、歳入決算額は8,293万6,383円で予算額に対し収納率は99.2%です。

歳出決算額は6,152万3,045円で、2,207万5,955円の不用額が出ており、執行率73.6%です。

収支差引き2,141万3,338円の決算剰余金から2,026万9,856円の基金積立と114万3,482円を令和2年度へ繰り越します。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、一般会計からの繰入金で全体の94.1%を占めております。歳出の主なものは、負担金、人件費、需用費などです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、除草管理委託78万8,028円の委託先はどのようにして決めたのですか。

答弁、3社で入札を行い決定しました。

質疑、一般会計繰入金が減っていますが、どうしてですか。

答弁、水道使用料が上がったためです。

以上で質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論なく採決の結果全員賛成で認定決すべきものと決しました。

委員会の意見として、簡易水道事業は26組合加入のもと運営しているが、13組合がまだ未加入である。加入推進と維持管理の徹底にさらに努めるよう要望しました。

次に、議案第50号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いました。

歳入歳出予算額1億8,222万6,000円に対し、歳入決算額1億8,256万6,088円で、予算に対する収納率は100.2%です。

歳入の主なものは、繰入金、繰越金、使用料及び手数料です。

歳出決算額は1億7,692万2,180円で、執行率は97.1%、不用額は530万3,820円となっております。

歳出の主なものは総務費、土木費、公債費、施設費で、収支差引き5,643万908円の決算剰余金を出し、令和2年度へ繰り越します。

本年度の建設投資の主なものは、管路布設工事、管路施設付帯事業です。

説明の後、質疑に移りました。

質疑、歳入歳出差引き残額で繰越金が564万3,908円出ているが、同等の金額を毎年度繰り越す必要性があるのですか。

答弁、工事等が入った場合に予算内で収まらない場合があるので、必要であり、今回の補正でこの分を繰り入れておりますが、その分一般会計の繰入れも落としている。

質疑、高千穂町浄化センター除草委託料とあるが、職員の方は除草作業しないのですか。

答弁、職員も除草作業を行います。

植木の剪定を業者に委託しています。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会の意見として、住みよいまちづくりにとって下水道の整備は重要な課題です。自然環境の保全を図るためにもさらなる加入率の向上に努めてもらうよう要望しました。

議案第55号令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、令和元年度の収益的収入、税抜き額は事業総収益、1億3,600万3,251円、事業総費用1億1,627万1,558円で、差引き経常利益が1,973万1,693円です。

資本的収支、税込み額は収入決算額ゼロ円に対して支出決算額3,839万925円であり、支出に不足する金額を損益勘定留保資金3,607万2,945円と消費税資本的収支調整額231万7,980円で補填されています。

未収金については、6月30日現在の未集金額が4,946万730円の1,587件です。

元年度事業の主なものは、坂の下地区配水管布設替えや上水道施設の状況を遠隔監視できるシステム構築などです。

水源、水質については、給水停止を行うことなく安定供給を行うことができ、水質についても安定した水質を示しています。

給水件数は3,229件で給水人口は5,854人です。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、配管の寿命及び30年以上経過した配管は何割ぐらいですか。

答弁、配管の寿命は40年ほどで、40年以上の配管は総延長の36%です。

質疑、水道管調査が行われているが、調査の距離はどのくらいですか。

答弁、エリアを4つに分けて実施しており、今年度は町区をやっていますが、既に二十数か所の修理箇所が上がってきています。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

委員会の意見として、給水人口の減少、施設等の老朽化等、今後、厳しい経営状況が予想され

ます。

上下水道課職員が未収金回収に努力されていることは評価に値するが、水道使用量は主たる財源であり、さらなる努力に努めてもらいたい。

議案第56号高千穂町手数料徴収条例の一部改正について、行政運営の簡素化、効率化を図るための行政手続における情報技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律であり、令和2年5月25日で個人番号カードが廃止されることにより、カードに記載されている住所、氏名等の変更があった場合変更できなくなり、紛失した場合も再発行ができなくなります。

また、個人番号の通知を通知書によって本人に通知することもできなくなります。

そのことから高千穂町手数料徴収条例の中に記載されている手数料を徴収する事項の中から、通知カード再交付に係る事項を削除するものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、マイナンバーカードの普及率が低いですが、現状はどんなですか。

答弁、事務所単位でお願いしているが、なかなか普及しない。マイナポイントを知り、つくりたいという人は増えてはいます。

質疑、手続要領は。

答弁、窓口に来ていただければ簡単にできます。

身分証明書があればいいです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、町民生活課窓口で簡単にマイナンバーカードが作成できることを広く町民に周知徹底し普及率アップに努めるよう要望しました。

議案第57号高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、町村の選挙における立候補の環境改善のため、公職選挙法の一部が改正され、本年6月に公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

第1条で条例の趣旨を、第2条で定義を、第3条から第7条まで選挙運動用自動車の使用に関する事項、第8条から第11条が選挙運動用ビラの作成に関する事項、第12条から15条までが選挙運動用ポスターの作成に関する事項です。

なお、今回の公職選挙法で、町村議会議員についても供託金制度が導入され、得票数により供託物が町に帰属することにならない場合に限り、公費負担とする旨を3条にただし書き及びこれを準用する第8条、第12条に規定しています。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、候補者が14人出て投票率が80%の場合何票で供託金を没収されますか。

答弁、約60票前後になります。

質疑、自動車を友人から借りた場合はどうなりますか。

答弁、その方がレンタル業をされていればいいです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、今回の条例制定により議員の成り手不足等の解消につながることを期待します。

議案第58号公の施設に関する条例の一部改正について、活力あるふるさとづくり事業で、狩底地区営農飲雑用水施設及び県営中山間地域総合整備事業で聖川・広木野地区営農飲雑用水施設を整備したもので、公の施設として本条例に追加するものです。

説明が終わり、質疑に移りました。

質疑、公の施設にする理由は。

答弁、公の施設にすることで目的外の使用を禁止したり、何らかの支障が出た場合に町が手助けすることができます。

質疑、故障が発生した場合、経費はどこの担当となりますか。

答弁、故障の規模により農地整備課か、上下水道課で経費負担する。

また、県営事業等も活用する。

審査を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、今後もこのような事業を積極的に推進していくことを要望しました。

続いて、議案第62号高千穂町印鑑条例の一部改正について、印鑑条例第2条の中に成年被後見人という文言があり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑証明登録事務処理要領を一部改正するものです。

「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。

総務省から、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録の申請を受けることができると見解が示されたことにより改正するものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、成年被後見人に代わって、弁護士等が来られたことがありますか。

答弁、1件だけ他の手続で来られた方はいました。

質疑、後見人に対して裁判所等からの検査があるのですか。

答弁、後見開始後、家庭裁判所は必要に応じて後見事務等の監督をします。後見人が不適切な後見事務等を行うと、現状の回復を求められたり、内容によっては解任、あるいは業務上横領罪などの刑事責任を問われたりすることもあります。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、印鑑登録などの窓口業務は直接町民と接する部署であり役場の顔であります。これまで以上に親切丁寧な対応を望みます。

以上、総務産業常任委員会に付託されました条例制定議案1件、条例改正議案3件、決算議案3件の審査報告といたします。

総務産業常任委員会委員長、中島早苗。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号から議案第62号の討論、採決を行います。

初めに、議案第49号令和元年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第49号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第49号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第50号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第50号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第50号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第55号令和元年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第55号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第55号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第56号高千穂町手数料徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第56号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第56号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第57号高千穂町議会議員及び高千穂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第57号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第57号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第58号公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第58号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第58号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第62号高千穂町印鑑条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第62号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第62号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第54号

日程第14. 議案第59号

日程第15. 議案第60号

日程第16. 議案第61号

日程第17. 議案第64号

日程第18. 議案第65号

日程第19. 議案第66号

日程第20. 議案第67号

日程第21. 議案第68号

日程第22. 議案第69号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第9、議案第48号から日程第22、議案第69号までの14件を一括議題とします。

初めに、この議案14件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（本願 和茂議員） 第3回高千穂町議会定例会、本会議2日目に文教厚生常任委員会へ付託されました議案14件について、審査を終了しましたので高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

9月8日、執行部控室において教育委員会所管議案6件について、教育次長、課長補佐、担当主査出席のもと審査を行いました。

議案64号高千穂町総合公園条例の一部改正について、議案65号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案66号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案67号高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案68号高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案69号高千穂町折原グラウンド条例の一部改正についての全6議案の施設は、指定管理業者が管理する体育施設で、改正内容が使用料金の変更及び追加等と同様であるため、全議案、提案理由説明を先に行っていたいただき、一括して質疑を行いました。

使用料金見直しに係る基本方針としての説明では、町体育施設の使用料は、平成8年以降改定されておらず、その間、消費税率は3%から10%まで上昇し、指定管理者制度導入後、町からの指定管理委託料はこの10年間で約160万円の増となっています。

収入額は平成26年度の県畜産共進会、28年度の国体九州ブロック大会、昨年度の南九州高校総体などの大きなイベントが開催されたときは、武道館や管理センター等の使用料が増加していますが、それ以外の施設については比較的同じ水準もしくは緩やかな右肩下がりで推移しているとのことです。その一方で、光熱水費額は平成24年度以降1,000万円を超え、それ以後も高い水準で推移しており、使用料収入だけでは賄えない状態が続いているとのことです。

また、総収入に係る使用料の割合となる受益者負担割合については、2割を下回っており、体育施設等は受益対象が一部の利用者であることから、利用する人としらない人の均衡を考慮し負担の公平化を確保するために、受益者負担割合を2割以上で推移していく必要があるとのことです。

使用料を見直す方針のまとめとして、1、現在の使用料が平成8年4月時点の使用料のため、当時の消費税率3%と現在の税率10%との差7%分を各施設の使用料に端数調整を行い、上乘せし、その他の使用についてはイベント等での長時間占有や電力の長時間使用となるため、過度な増額にならないよう調整し、さらに上乘せを行っています。

2、武道館、中央体育館については、17時以前と以降とで利用料に差異を設け、利用頻度の低い昼の利用促進を図っています。

3、明確な使用料規定がなかった施設内の設備等について規定を設け、武道館等の駐車場で催される展示会等で駐車場のみの占有する場合においても、占有料を徴収することとしており、以上、三つの方針に従い、今回、見直しが行われています。また、中央体育館と上野体育館については老朽化がひどく改修も難しいことと、耐震の面からも将来的には解体を検討しているとの補足説明も受け、質疑に移りました。

質疑、使用料の上げ幅は適正と言えるのか。

答弁、施設の利用率を落とさないように少額の負担増としており、目的外の駐車場使用料等からの収入増を見込んだ改正となっています。

質疑、武道館駐車場で展示会等の催しがある場合、施設利用は可能なのか。

答弁、通常に利用はできますが、駐車場が使用できないことを利用者に伝えています。

質疑、武道館駐車場や折原グラウンド駐車場では目的外利用者の駐車が目につくが、対策はできないのか。

答弁、折原グラウンドについてはトイレの前までは行けないようにゲートをしている。グラウンド入り口にゲートを設置すると、道路から侵入しようとした際、渋滞が発生する可能性があるため、事故防止の観点から設置をしていません。

質疑、管理センターの利用頻度は。

答弁、イベントによって変動があり、平成23年から令和元年の平均利用者数は1万6,018人となっています。平成26年は県畜産共進会が開催されたことによって、管理センター武道館共に利用者数が平年の1.5倍となっています。

質疑、総合運動公園の夜間照明、武道館冷暖房設備を営利目的としない高校生以下が使用した場合の減免料金設定は検討しなかったのか。

答弁、他の自治体においても、冷暖房設備等児童生徒が使用する場合の金額を設定している事例はなく、あくまでも電力の使用量なので一律の使用料としています。

質疑、使用料の減免申請については、これまでどおり変更はないのか。

答弁、これまでどおり使用前に申請していただき、認められれば減免となります。

質疑、管理センターに合宿等で宿泊が可能なのか。

答弁、可能であり、料金については内規で定めています。

質疑、武道館の駐車場範囲は、明確に決められているのか。

答弁、決まっていますが、駐車場を占有する場合は、占有範囲を利用者から聞き取り今回定めた料金を徴収する形になるかと思えます。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、今回の改正により各施設の収入が増えれば指定管理料が抑えられることが考えられますが、条例施行後はまず、利用者や町民の反応に耳を傾けて効果検証を怠らないようにしていただきたいと思います。

また、指定管理者制度導入後、施設や設備の利用料や利用料金が減免措置となった事例はないとのことなので、今後は本町の発展に寄与すると認められる場合や、大きな宣伝効果が見込まれると町長が判断した場合は、速やかに予算を確保し減免を行っていただきたいと思います。6議案全て討論なく採決の結果原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

次の議案からは審査日が9月11日となります。

保健福祉総合センター所管、議案第51号令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について事務長、事務次長、担当係長出席のもと審査を行いました。

歳入は893万円で3町からの負担金745万円が主なものとなっています。

歳出は807万円で審査員報酬268万円、複写機リース料153万円、臨時職員賃金161万円、介護認定支援システム保守委託料99万円が主なものとなっており、歳入から歳出を差し引いた86万円が翌年度へ繰越しとなっています。

令和元年度の審査件数は、西臼杵郡で1,202件、本町は716件となっており、更新申請の件数が増加したことにより、平成30年度と比較して300件の増となっているとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、共同設置負担金については、3町均等割りの額となっているが、審査件数の大半が本町のため、額について不満などは上がっていないのか。

答弁、事務局業務を本町が担当しているため、それらを加味して了承してもらっている。

質疑、要支援については、審査を経ずに介護サービスを利用できるとのことだが本町はそれを推進しているのか。

答弁、国が在宅介護、ヘルパーやデイサービスといった地域支援事業の利用を推進しています。

質疑、介護が必要であるにもかかわらず、独居のため独居のため見逃されるといった事例はないのか。

答弁、75歳以上の独居高齢者については、民生委員などからの情報提供を基に、気になるところは定期的に訪問し状況確認をしています。必要な場合は、親族と連絡を取り合い、まずは総合事業サービス、その後、介護認定につなげるといった対応を取っています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、要支援・要介護と認定されず、非該当となることもある場合もあることから、判定後も注意深く状況確認を行うとともに、慎重かつ適切な審査体制を継続していただき

たいと思います。討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第52号令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に移りました。

令和2年4月1日時点の65歳以上の人口は5,021人、高齢化率は42.1%、介護認定者数は771人、在宅サービス利用者は約440人、施設利用者が約220人で介護認定率は約15%、65歳から74歳の前期高齢者では約2.2%、75歳以上の後期高齢者では約23%が介護認定を受けているとの説明を受け予算説明に入りました。

保険事業勘定の歳入は、15億1,267万円で第1号被保険者保険料収入済額2億4,100万円、介護給付費負担金2億3,348万円、調整交付金等の国庫補助金が1億5,903万円、支払基金交付金3億5,226万円、県支出金2億820万円、一般会計繰入金2億3,622万円、前年度繰越金7,546万円が主なものです。

歳出は14億2,202万円で職員給料手当等の一般管理費が2,321万円、居宅介護サービス給付費3億7,385万円、地域密着型介護サービス給付費1億1,408万円、施設介護サービス給付費5億7,787万円、居宅介護サービス計画給付費4,628万円、高額介護サービス費2,821万円、特定入所者介護サービス費6,922万円、一般介護予防事業費2,986万円、包括的支援事業の総合相談事業が1,495万円、権利擁護事業が1,128万円、介護予防・生活支援サービス事業費のサービス事業費3,367万円、介護予防ケアマネジメント事業費1,470万円、諸支出金の償還金1,525万円が主なもので、歳入から歳出を差し引いた9,064万円のうち、5,000万円を基金積立金へ、4,064万円を翌年度へ繰越しとしています。

サービス事業勘定の歳入は1,197万円で居宅介護サービス計画費収入91万円、介護予防支援サービス計画収入477万円、保険事業勘定繰入金533万円が主なものです。

歳出は1,079万円で、職員の給料・手当等の一般管理費が609万円、居宅介護支援サービス事業費172万円、保険事業勘定繰出金297万円が主なもので、歳入から歳出を差し引いた117万円が翌年度へ繰越しとなっているとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、認知症の認定は誰がどのように決めるのか。

答弁、主治医が診断し認知症と認定され、意見書によって介護度が決定します。また、認知症家族の会を立ち上げて月に一回意見交換をし、情報共有をしています。

質疑、認知症の家族を支援する事業（方法）はないのか。

答弁、介護保険認定を受けていればケアマネージャー、要支援であれば包括のプランナーが、デイサービスやショートステイの利用による介護負担の軽減を勧めるかと思います。

質疑、若年性認知症が全国的に増加しているようだが、本町の状況は。

答弁、増加傾向にあったとしても、実態把握は難しいのが現状かと思えます。宮崎市に若年性認知症コーディネーターがいるので、主治医が疑わしいと判断し、コーディネーターに情報が送られた場合は、コーディネーターが本人または家族と連絡を取りながら、保健センターに慎重につなぐ体制はできています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、地域や生活課題に応じた支援事業を引き続き円滑に推進し、要支援・要介護者、高齢者の生きがいがづくりへつなげていただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、事務長不在のため事務次長、担当係長出席のもと審査を行いました。

病院の利用状況と経営状況については、入院患者、年間延べ3万7,287人で昨年の3万3,972人と比較して3,315人、9.8%の増となっており、病床利用率は84.9%となっています。外来患者は年間延べ9万8,119人で、昨年の9万9,372人と比較して1,253人、1.3%の減となっています。

前年度決算では、8,197万円の純損失を計上しており、本年度は総収益21億1,723万円に対し総費用は21億2,807万円で、純損失1,083万円となっています。

本年度医業損失3,370万円については、前年度医業損失1億2,006万円と比較して8,636万円、71.9%の減となっています。

入院収益は、本年度10億3,081万円で前年度の9億1,569万円と比較して1億1,512万円、12.6%の増となっています。入院収益が10億円を超えるのは平成27年以来4年ぶりで、内科入院収益の増が大きな要因となっています。

令和元年度の内科医は、平成30年度より1人少ない4人体制でしたが収益増となっており、医師の確保は本町にとって重要な問題ではありますが、決して医師数増加に比例して収益も増加するものではないということが表れた結果となっています。

外来収益は本年度8億2,055万円で、前年度の8億350万円と比較して1,704万円、2.1%の増となっていますが、患者数は前年度と比較して1,253人の減となっています。

内科外来収益1,406万円の増が、外来収益増の要因となっており、内科診療ごとに分析すると収益換算で、検査部門が約600万円、レントゲン画像系が約340万円、注射が約170万円と、前年度を大きく上回ったとのこと。

その他医業収益は、1億1,305万円で前年比4,862万円の増となっています。医業費用は19億9,812万円で、給与費が11億9,009万円、前年度と比較して2,497万円の増となっており、給料977万円、手当1,252万円などが増加の要因です。

材料費は2億8,531万円で、前年度と比較して1,734万円の増となっており、主な要因は診療材料費が入院患者の増加によって1,621万円増えたためです。

経費は3億5,808万円で、前年度と比較して1,634万円の増となっており、修繕費約840万円、委託料約690万円が増加の主な要因です。

医業外収益は1億5,281万円で、前年度と比較して954万円の減となっており、一般会計繰入金のうち、他会計補助金5,869万円、一般会計負担金300万円の減が要因です。

医業外費用は1億2,994万円で、前年度と比較して691万円の増となっています。

企業債利息は325万円の減となりましたが、雑支出が866万円増えていることが増加の要因となっています。

決算後の剰余金処分案として、当年度純損失1,083万6,327円を前年度繰越利益剰余金7億4,874万6,881円から差引き、7億3,791万554円を令和2年度へ繰越利益剰余金とすることが提案されています。

令和元年度分としての未収金状況は、外来未収金38万円、98件、入院未収金196万円、52件、過年度未収金818万円、215件となっています。

未納者に対しては、郵送での督促や電話連絡、来院した際の面会などを行い、滞納を減らすための努力を続けてきた中で、令和2年度、催告状を送付しても何も連絡のない滞納者については、民間の弁護士未収金回収業者へ委託をしています。回収実績は8月末時点で、委託総額992万円のうち、270万円を回収できており、過去に不納欠損となったものも含まれているとの説明を受けて質疑に移りました。

質疑、未収金回収については、成功報酬型となっているが報酬金額は。

答弁、回収金額の約3割となっています。

質疑、弁護士への未収金回収委託で滞納者の反応は。

答弁、我々がどんなに督促、電話連絡を行っても支払わなかった滞納者が、すんなりと一括で支払うなどの事例があり、予想以上の効果が得られています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、長年苦慮していた滞納問題を民間弁護士に回収委託し、予想以上の結果が得られていることは委員会として極めて高く評価したいと思います。今後も継続して回収委託を行うとともに、督促、電話連絡、面会についても毅然と対応をし、滞納ゼロを目指していただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、福祉保険課所管、議案第48号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、課長、課長補佐、担当係長出席のもと審査を行いました。

令和元年度の国保事業実績として、被保険者数が3,441人、2,032世帯、歳入決算額は18億1,155万円で、主なものは国民健康保険税、決算額3億678万円と県支出金13億1,480万円となっています。

国民健康保険税の不納欠損額は298万円で、生活保護などを理由に徴収の執行を停止して3年を経過したもの、実質15人分となっています。

歳出決算額は、18億63万円で保険給付費12億5,234万円、県への納付金4億3,158万円が主なもので、歳入から歳出を差し引いた1,092万円を翌年度へ繰越すとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、保険事業費の、はり・きゅう助成費の内容は。

答弁、肩こりなどは対象外ですが、医療行為としての、はり・きゅう・あんまマッサージの際に使用できるチケットの配布となっています。チケットは町内のみで使え、1回800円分が5枚です。

質疑、現在の国民健康保険準備積立基金残高は。

答弁、令和元年度は基金を取り崩していないため、1億7,428万4,984円となっています。

質疑、今後、基金の見通しはどうなっていくのか。

答弁、最低1億5,000万円以上の運転資金がいることから、今が最低限の基金残高になっています。国保保険税を上げることを年次計画で考えていましたが、今年度はコロナの影響で上げませんでした。令和元年度は医療費があまり上がらなかったため、基金の取り崩しもなく繰越しも多くよかったと思っていますが、来年はどうなるのか分かりません。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、コロナウイルス感染症予防が様々な感染症予防や、疾病発症予防につながっていると新聞やメディアで取り上げられています。医療費の抑制及び削減につながっているという実証は、今後現れるもので現段階では、厳しい財政状況に変わりはないため、引き続き医療費の抑制及び削減につながる保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めていただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第53号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入収納額は1億8,010万円で、主なものは保険料収納額1億2,002万円、未納額は72万円、保健基盤安定繰入金5,672万円となっています。

歳出決算額は1億8,095万円で、後期高齢者医療広域連合の納付金1億7,665万円が主なもので、歳入1億8,010万円から歳出1億8,095万円を差引いた214万円が翌年度へ

繰越しとなっています。

平成31年4月1日現在の本町の被保険者数は2,744人で、平成30年度と比較して54人の減となっているとの説明を受けました。

委員会の意見として、介護予防と連携しながら重症化予防に取り組み、医療費の抑制と健全な運営に取り組んでいただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第59号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正理由は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が内閣府令第8号、令和5年5月31日付、33号、令和2年4月1日付で改正となったためです。

条例の内容は、認定子ども園、保育園などの運営に伴い「用語の定義」、「利用定員に関する基準」、「運営に関する基準」などに関する基準となっており、第3条一般原則、4条利用定員、11条小学校等との連携、18条緊急時等の対応、20条運営規則、21条勤務体制の確保等、31条地域との連携等などとなっています。

改正となる主な文言部分は、「特定地域型保育事業者」が「特定地域型保育事業」に、「定義」が「意義」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」となっており、文言修正による条文の改正や追加など、正誤表にした場合約100ページの改正になるとのことです。施行期日は公布の日から施行となるとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、内閣府令第8号、令和5年5月31日付を今改正するのか。

答弁、当時、改正内容が多いため1年間改正の猶予がありました。これまで内閣府令に準じて対応してきたものを今回8号、33号一緒に改正します。

以上で質疑を終了しました。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正理由は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が厚生労働省令第40号、令和2年3月26日付で改正されたためです。

この条例の内容は、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する「家庭的保育事業」に関する基準、閉園した田原保育園が該当する6人から19人までの小規模な施設で保育を実施し、A型・B型・C型からなる「小規模保育事業」に関する基準、企業が従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施する事業所内保育事業に関する基準で、5条家庭的

保育事業者等の一般原則、14条衛生管理等、24条保育時間などとなっています。

改正及び追加の主な部分は、「家庭的保育事業者等」が「家庭的保育事業等を行う者」に「又は看護師」が「、看護師又は准看護師」で、追加部分は、「町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができる」といった内容です。

先ほどの条例改正と同じく数多くの部分が改正されており、施行期日は公布の日から施行となっていますが、この条例に関する施設は本町にはないとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、家庭的保育事業をしている近隣自治体はあるのか。

答弁、近隣自治体ではないかと思えます。ベビーシッターや数年前に国が推進していた保育ママのような出向く形のものが家庭的保育事業に当てはまります。

質疑、町民から設置の要望等はないのか。

答弁、ファミリーサポート制度等で対応は可能となっていますが、本町では利用が少ないため大きな需要はないかと思えます。

以上で質疑を終了しました。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、改正理由は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が厚生労働省令第21号、令和2年3月4日付で改正されたためです。

この条例の内容は、放課後児童クラブの運営に関する基準で、第5条放課後児童健全育成事業の一般原則、7条放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、9条設備の基準、11条利用者を平等に取り扱う原則、13条衛生管理等、14条運営規定、18条開所時間及び日数、21条事故発生時の対応などです。

改正及び追加の主な部分は、「放課後児童健全育成事業者」が「放課後児童健全育成事業を行う者」に、「町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」が追加、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」が「教員職員免許法第4条に規定する免許状」といった内容で、先ほどの条例改正と同じく数多くの部分が改正されています。

施行期日は公布の日から施行となっているとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、放課後児童クラブの定義とは。

答弁、保育の延長と捉えてもらおうとよいかと思えます。

質疑、旭ヶ丘保育園が送迎をしているのは児童クラブなのか。

答弁、旭ヶ丘保育園については、保育園所有バスで、下の子供が在園していて園の卒園生となる高千穂小学校生を限定に高千穂小学校へ、児童クラブの迎えを行っています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見としまして、人口減少、少子化が進む現代社会においては、子供を取り巻く環境は目まぐるしく変化している状況であり、支援については、半世紀前と比較すると考えられないほどの支援策が全国的、特に地方では数少ない子供たちのために手厚い支援がなされている状況かと思えます。

このような恵まれた環境下においても、貧困や虐待といった事例は激しさを増すばかりであり、決して本町も例外ではありません。今後も保育に携わる関係者及び関係機関と密に連携を図り、地域に根差した保育事業運営と放課後児童クラブ運営に努めていただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました議案14件の審査報告といたします。

文教厚生常任委員会委員長、本願和茂。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

ここで、2時55分まで休憩します。

午後2時46分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第48号から議案第69号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第48号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第48号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第48号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第51号令和元年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第51号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第51号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第52号令和元年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第52号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第52号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第53号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第53号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第53号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第54号令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第54号に対する委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第54号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第59号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第59号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第59号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 全員賛成であります。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第60号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第60号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第60号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第61号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第61号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第61号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第64号高千穂町総合公園条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第64号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第64号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第65号高千穂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第65号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第65号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第66号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第66号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第66号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第67号高千穂町自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第67号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第67号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第68号高千穂町林業者等健康増進用建物の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第68号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第68号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第69号高千穂町折原グラウンド条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第69号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第69号について、委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 発委第4号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第23、発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に意見書を朗読させます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置と

して、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月18日、高千穂町議会議員、工藤博志。

○議長（工藤 博志議員）　ここでお諮りします。発委第4号については、会議規則第39条第2項の規定により提出者の趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員）　異議なしと認めます。よって、発委第4号については提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから発委第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員）　質疑なしと認めます。

これから発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員）　起立全員であります。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の発送先につきましては、議長に一任させていただきます。

日程第24. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（工藤 博志議員）　次に、日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、各委員長より会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員）　異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに決定しました。

日程第25. 議員派遣について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和2年度第3回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

9月3日に開会をいただきました本定例会におきましては、令和元年度の各会計決算の認定9件、また、各会計補正予算8件、条例改正13件など、合計33件の重要案件につき16日間にわたりまして慎重かつ熱心に御審議を頂き、いずれの議案も原案どおり御承認を頂き、誠にありがとうございました。

特に、令和元年度一般会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置の上で詳細に審査を頂いたところであり、様々に御意見、御提言を頂きました。心より厚く御礼を申し上げます。

会期中に賜りました町政全般にわたります御意見、御提言につきましてはしっかりと受け止め、今後の事業執行、新年度予算編成、また、策定中の第六次長期総合計画及び総合戦略等に生かしてまいりたいと存じます。

さて、開会初日にも触れましたけれども、県内での新型コロナウイルス感染症につきましては、7月下旬から8月上旬をピークに広がりを見せましたが、現在では落ち着きを見せており、まずは一安心という状況でございます。

今議会の会期中、9月6日には、県の区分で、延岡・西臼杵圏域が新規感染者が限定的な圏域から感染未確認圏域に変更となり、9月13日には、宮崎県全域の警戒レベルがレベル2の特別警報からレベル1の警報に引き下げられました。しかし、まだまだ感染リスクは常にあり、終息の見通しは立っていないため、引き続き感染予防対策の徹底を強く呼びかけるとともに、経済対策の円滑でスピード感を持った実施に取り組んでまいります。

さて、国政におきましては、第99代となる菅義偉総理大臣が新たに就任をされ、新内閣が発足をいたしました。秋田県出身の菅首相は、ふるさと納税制度の創設に尽力をされるなどコロナの収束を最優先としながらも、国民のために働く内閣として、より地方にも目を向けた政策に取

り組んでいただけることを期待するところでございます。

結びに、議員各位におかれましては、まだまだ暑い日も続き寒暖の差が激しい季節となりますので、体調管理には十分御留意の上、御自愛をいただきながら、本町発展のため御尽力、また御協力、御助言を賜りますようお願いを申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（工藤 博志議員） 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

9月3日から本日までの16日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、また議事運営に対しまして御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和元年度の各会計の決算認定議案や令和2年度補正予算など、提案された全議案が可決され、今後の行政運営に対する要望も提言されたところであります。

執行部におかれましては、これを十分に酌み取っていただき、今後の行政運営に反映いただくよう望むものであります。

まだまだこれからもコロナ感染対策や対応に追われ大変な日々が続くだろうと思われませんが、第3波、第4波に負けることなくコロナ対策をしっかりと行って、共存共栄を図っていきましょう。

議員各位並びに執行部各位ともにさらなる町政発展に一層の御尽力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和2年第3回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員